

令和 年 月 日議決・専決

令和 7年 4月 1日施行

令和 7年 3月 17日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和7年佐用町要綱第10号

佐用町子ども家庭センター設置要綱

佐用町子ども家庭センター設置要綱をここに公布する。

令和 7年 3月 17日

佐用町長 庵 途 典 章

佐用町こども家庭センター設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第10条の2第1項の規定に基づき、児童及び妊産婦の福祉並びに母性及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的とした佐用町こども家庭センター（以下「センター」という。）を設置することについて必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
さようこども家庭センター	佐用町佐用2611番地1 佐用町健康福祉課内

(業務内容等)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 法第10条の2第2項に規定する業務
- (2) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第1項に規定する業務
- (3) 前2号に掲げる業務のほか、町長が特に必要と認める業務

(職員の配置)

第4条 センターに次の職員を配置する。

- (1) センター長
- (2) 統括支援員
- (3) 保健師 1名以上
- (4) こども家庭支援員 1名以上
- (5) その他必要な職員

2 センター長は、健康福祉課長をもって充てる。

(関係機関との連携)

第5条 第3条に規定する業務の実施に当たっては、教育・保育・保健その他の子育て支援を提供する機関のほか、医療・福祉その他の関係機関及び団体等と連携を図り、円滑かつ効果的に行われるよう努めるものとする。

(個人情報等の適正管理)

第6条 第4条に規定する職員は、対象者のプライバシーの尊重に万全を期するものとし、職務上知り得た個人情報について適正に管理を行わなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
(佐用町子育て世代包括支援センター事業実施要綱の廃止)
- 2 佐用町子育て世代包括支援センター事業実施要綱（平成30年要綱第3号）は廃止する。
(佐用町子ども家庭総合支援拠点事業実施要綱の廃止)
- 3 佐用町子ども家庭総合支援拠点事業実施要綱（令和4年要綱第27号）は廃止する。